

【湯浅町の給与・定員管理等について】

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 10,944	千円 10,873,508	千円 260,535	千円 1,197,653	% 11.0	% 10.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 128	千円 386,090	千円 65,084	千円 154,876	千円 606,050	千円 4,735

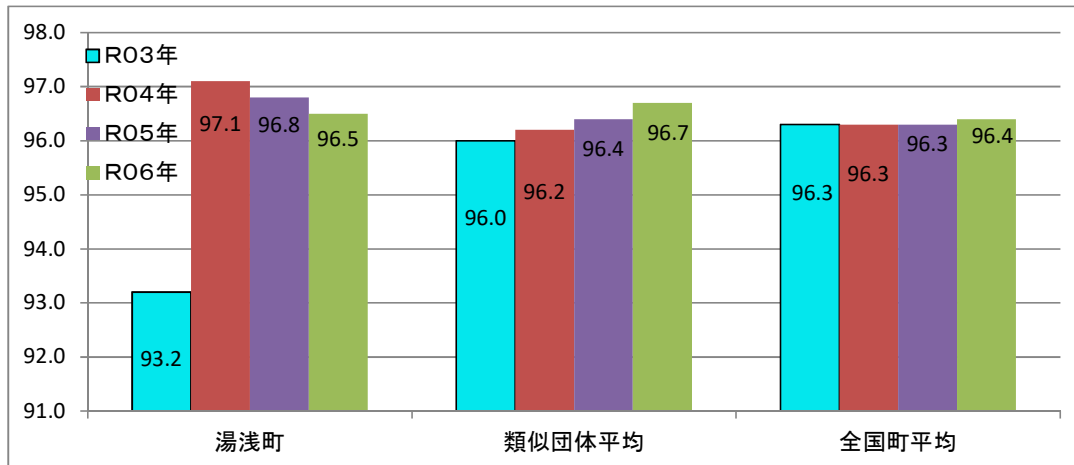
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

4 普通会計決算の人数とは、全職員数から水道、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療関係職員を除いた人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指数基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員の給与に関する条例の一部改正より等級別基準職務表を改正したため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【給料表の改定実施時期】平成27年4月1日

【内容】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げた。
激変緩和として、平成30年3月31日までの3年間の経過措置(現給保障)を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
湯浅町	38.4 歳	283,500 円	333,892 円	304,883 円
和歌山県	42.7 歳	322,400 円	404,638 円	360,665 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,155 円	355,084 円	328,809 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似団体	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
湯浅町	54.6 歳	7 人	326,900 円	341,472 円	330,614 円	—	—	—	—
うち用務員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—
うち清掃職員	54.2 歳	4 人	348,700 円	369,425 円	351,950 円	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.17
うち学校給食員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
その他技能労務職	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—
和歌山県	58.5 歳	18 人	300,200 円	320,510 円	314,733 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	52.1 歳	4 人	291,863 円	311,904 円	300,816 円	—	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

③税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
湯浅町	44.6 歳	315,057 円	439,744 円	340,535 円
国	41.4 歳	353,051 円	— 円	429,500 円
類似団体	39.8 歳	296,668 円	357,526 円	317,056 円

④看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
湯浅町	37.6 歳	285,417 円	321,525 円	302,198 円
国	48.1 歳	325,124 円	— 円	365,921 円
類似団体	43.4 歳	304,348 円	355,577 円	317,059 円

⑤福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
湯浅町	37.2 歳	270,481 円	288,572 円	281,203 円
国	44.1 歳	337,496 円	— 円	386,299 円
類似団体	40.3 歳	291,844 円	318,715 円	301,866 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2)職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		湯浅町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	166,600 円	169,000 円	— 円
	中学卒	— 円	155,300 円	— 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

区分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	277,300 円	331,500 円	357,000 円	290,000 円
	高校卒	240,200 円	290,000 円	— 円	— 円
区分		15年以上20年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
技能労務職	高校卒	292,700 円	— 円	354,200 円	309,300 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	359,400 円

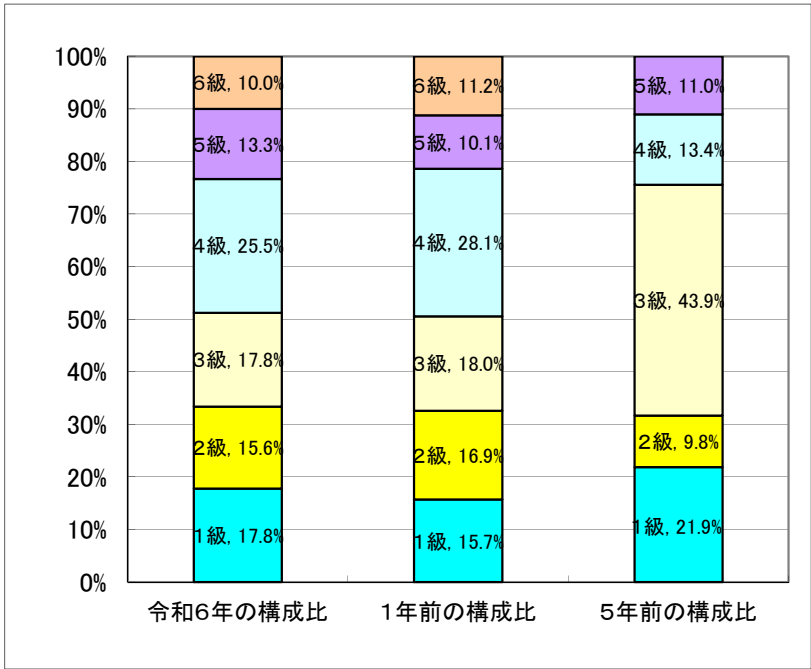
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長・事務局長・会計管理者	9 人	10.0%	323,100	411,300
5級	副課長	12 人	13.3%	295,400	394,000
4級	係長	23 人	25.5%	271,600	382,000
3級	主任・主査	16 人	17.8%	240,900	351,000
2級	主事	14 人	15.6%	208,000	305,200
1級	主事	16 人	17.8%	162,100	249,400

(注) 1 湯浅町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務を表しています。



(2)昇給への人事評価の活用状況(湯浅町)

令和6年年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績 がある区分	昇給可能な 区分	昇給実績 がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)
行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事又は技師の職務 2 保育士の職務	22	14.8%	主事 技師 保育士	16 2 4	85	57.0%	係員級
				計	22			
2級	1 高度の知識又は経験を必要とする 業務を行う主事又は技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする 業務を行う保育士の職務	23	15.4%	主事 技師 保育士	13 4 6			
				計	23			
3級	1 主任又は主任保育士の職務 2 主査又は主査保育士の職務 3 専門員の職務	40	26.8%	主査 主査保育士 専門員	34 6 0			
				計	40			
4級	1 係長の職務 2 保育所副所長の職務 3 給食センター次長の職務 4 専門員(係長級)の職務	32	21.5%	係長 こども園副園長 給食センター次長 専門員(係長級) 主幹	26 2 0 2 2	32	21.5%	係長級
				計	32			
5級	1 副課長の職務 2 水道事務所次長の職務 3 給食センター長の職務 4 教育委員会教育次長補佐の職務 5 教育委員会指導主事の職務 6 保育所長の職務	20	13.4%	副課長 水道事務所次長 給食センター長 教育委員会教育次長補佐 教育委員会指導主事 こども園園長	11 1 0 2 4 2	20	13.4%	副課長級
				計	20			
6級	1 課長の職務 2 会計管理者の職務 3 水道事務所長の職務 4 教育委員会次長の職務 5 議会事務局長の職務	12	8.1%	課長 会計管理者 水道事務所長 教育委員会次長 議会事務局長	8 1 1 1 1	12	8.1%	課長級
				計	12			
	合計	149	100%					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

湯浅町	和歌山県	国
1人当たりの平均支給額(令和5年度) 1,355 千円	1人当たりの平均支給額(令和5年度) 1,601 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 役職加算 5%~20%、管理職加算なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 役職加算 5%~20%、管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 役職加算 5%~20%、管理職加算 10~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

現在は勤勉手当への勤務実績の反映は行っていない。令和8年度より勤務成績評価を勤勉手当に反映する予定です。

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

湯浅町	国
支給率 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算 (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 9,917 千円	支給率 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算 (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 - 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当

支給実績(令和5年度決算)		0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		0.0	%
手当の種類(手当数)令和5年度		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症患者訪問手当	感染症患者の家庭を訪問し、保健指導する職員	保健業務他	従事した日1日 1,000円～2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	30,825 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	324 千円
支給実績(令和4年度決算)	29,277 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	299 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5)その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき 10,000円 3 父母等 1人につき 6,500円 満16歳から22歳の子 1人につき 5,000円加算	同じ		12,354 千円	233,094 円
住居手当	住居を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高28,000円	同じ		6,137 千円	340,944 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額 55,000円 2 交通用具 限度額 24,500円	同じ		6,353 千円	83,592 円
管理職手当	課長級職員 30,000円 副課長級職員 20,000円	異なる	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給	7,800 千円	260,000 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	650,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額 最高 846,000円 最低 556,500円
	副町長	560,000 円	最高 676,000円 最低 479,000円
	教育長	520,000 円	
報酬	議長	280,000 円	最高 354,000円 最低 247,000円
	副議長	235,000 円	最高 306,000円 最低 193,000円
	議員	220,000 円	最高 288,000円 最低 175,000円
期末手当	町長	(令和5年度支給割合) 役職加算	
	副町長	2. 45月分(6月期 1.225月分、12月期 1.225月分)×(給料月額+給料月額×35%)	
	教育長		
退職手当	議長	(令和5年度支給割合) 役職加算	
	副議長	2. 45月分(6月期 1.225月分、12月期 1.225月分)×(給料月額+給料月額×35%)	
	議員		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町長	65万円×在職月数×0.433	13,509,600円 任期毎
	副町長	56万円×在職月数×0.258	6,935,040円 任期毎
	教育長	52万円×在職月数×0.208	5,191,680円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

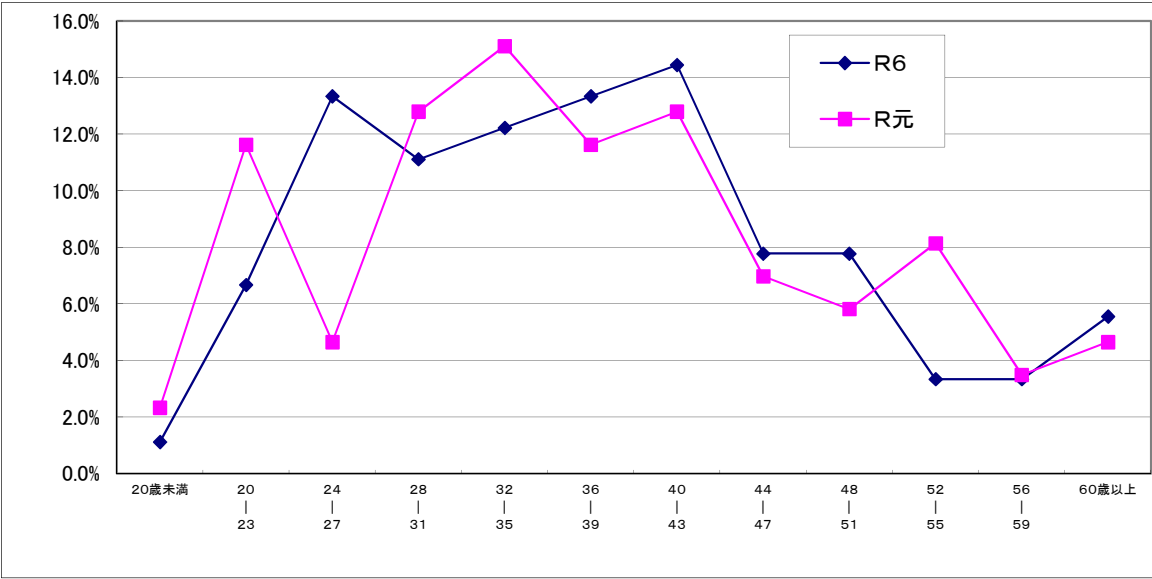
6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

区分			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部門			令和5年	令和6年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	2	2	0	
		総務	39	39	0	
		税務	6	5	-1	
		農水	4	5	1	
		商工	5	5	0	
		土木	10	11	1	
		民生	30	28	-2	
		衛生	16	14	-2	
		計	112	109	-3	
	教育部門		16	16	0	
	小計		128	125	-3	
公営 企業 等会 計部 門	水道		9	9	0	
	下水道		0	0	0	
	その他		14	15	1	
	小計		23	24	1	
	合計		151	149	-2	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 1	人 6	人 12	人 10	人 11	人 12	人 13	人 7	人 7	人 3	人 3	人 5	人 90

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A
令和5年度	千円 242,463	千円 47,130	千円 36,890	% 15.2

区分	職員数 A	給与費				一人あたり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 8	千円 25,868	千円 3,374	千円 7,648	千円 36,890	千円 4,611

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
湯浅町	42.0	280,458	384,270

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

湯浅町			
1人当たり平均支給額(令和5年度)			
		956	千円
(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分	
(1.375 月分)		(0.975 月分)	
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			
役職加算 5%~20%、管理職加算なし			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

湯浅町		
支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算		
(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,087 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	181 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

エその他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子1人につき 10,000円 3 父母等1人につき 6,500円 満16歳から22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		1,056 千円	264,000 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を 超える家賃を支払っている職員 (借家) 最高28,000円	同じ		540 千円	270,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通 機関を利用し、あるいは交通用具を 使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額 55,000円 2 交通用具 限度額 24,500円	同じ		49 千円	24,500 円
管理職手当	課長級職員 30,000円 副課長級職員 20,000円	異なる	管理又は監督 の地位にある職 員に職務の級 及び支給区分 に応じて定額を 支給	600 千円	300,000 円